



三重県公報

令和元年12月20日(金)

第 66 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|--------------------|--|---------------------------------|-----|
| 規 則 | | | |
| 36 | 三重県会計規則の一部を改正する規則 | (出 納 局) | 2 |
| 告 示 | | | |
| 501 | 生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 | (地 域 福 祉 課) | 4 |
| 502 | 生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出 | (同) | 4 |
| 503 | 生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出 | (同) | 4 |
| 504 | 生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定 | (同) | 5 |
| 505 | 生活保護法の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出 | (同) | 5 |
| 506 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 | (同) | 5 |
| 507 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出 | (同) | 5 |
| 508 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出 | (同) | 6 |
| 509 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定 | (同) | 6 |
| 510 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出 | (同) | 6 |
| 511 | 保安林の指定を解除する予定である旨の通知 | (治 山 林 道 課) | 7 |
| 512 | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出 | (中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課) | 7 |
| 513 | 同件 | (同) | 8 |
| 514 | 大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要 | (同) | 9 |
| 515 | 臨港地区内の分区の指定の一部を改正する告示 | (港 湾 ・ 海 岸 課) | 9 |
| 516 | 建築基準法第22条第1項の規定による区域の指定 | (建 築 開 発 課) | 10 |
| 公 告 | | | |
| | 三重県環境影響評価条例による聴取会を開催する旨 | (地 球 温 暖 化 対 策 課) | 10 |
| | 農用地利用配分計画の認可 | (担 い 手 支 援 課) | 11 |
| | 令和2年度三重県学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定のための見積価格の徴集 | (畜 産 課) | 11 |
| | 農業振興地域の区域の変更 | (農 地 調 整 課) | 13 |
| | 準都市計画区域の指定 | (都 市 政 策 課) | 14 |
| | 都市計画の図書の写しの縦覧 | (同) | 14 |
| | 開発行為に関する工事の完了 | (建 築 開 発 課) | 14 |
| | 宅地開発事業に関する工事の完了 | (同) | 14 |
| 特 定 調 達 公 告 | | | |
| | 一般競争入札を行う旨 | (教 育 委 員 会) | 15 |

規 則

三重県会計規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十二月二十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十六号

三重県会計規則の一部を改正する規則

三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。
第十四号様式（その一）を次のように改める。

第 14 号様式（その1）（第 31 条関係）

| | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

支出負担行為（整理）書

| |
|--|
| |
|--|

| (所属コード、名称) | 年度 | 支出負担行為決議番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|-------------|-------|---|----|------------|-----------|--|--|----------|---|--|--|--------|--|--|--|--------|-----------------------------------|--|--|------|----------|--|--|--------------|---|--|--|--|--------------|---|--|----------|-----------------------------|--|--|--------|------------|--------------|--|------|-------------|-----------------------|--|------|--|--|--|----------|-----|-----|-------------|--------|--|--|--|---------|------|--|--|------------|--------------|--|--|------------|--------|--------|--|---------|--------|----------|--|---------|--|--|--|
| (予算担当所属) (予算(区分)) (短縮) (会計) (款) (科目内訳件数 件) (項) (内訳は別紙のとおり) (目) (事業目) (事項) (節) ((細 節)) (予算残額) (円) | | 支出負担行為起案日 年 月 日 支出負担行為決裁日 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支出負担行為額 | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ((債 権 者)) (コード) (住所) (郵便番号) (債権者内訳件数 件) (契約先内訳件数 件) (内訳は別紙のとおり) (氏名) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>(摘要)</td> <td>(予定価格</td> <td>¥</td> <td>円)</td> </tr> <tr> <td>(契約内容(内訳))</td> <td colspan="3">(事業者選定理由)</td> </tr> <tr> <td>(契約方法区分)</td> <td colspan="3"><input type="checkbox"/>電子調達システム利用 <input type="checkbox"/>常時選定事業者)</td> </tr> <tr> <td>(緊急発注)</td> <td colspan="3">(発注書記載事項) <input type="checkbox"/>調達基準(第 条第 項第 号)</td> </tr> <tr> <td>(物品情報)</td> <td colspan="3"><input type="checkbox"/>その他())</td> </tr> <tr> <td>(金額)</td> <td colspan="3">(随意契約理由)</td> </tr> <tr> <td>((消費税額))</td> <td colspan="3"><input type="checkbox"/>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>((税率 %))</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>2号~9号(号 ;))</td> </tr> <tr> <td>(単契物品番号)</td> <td colspan="3">(納税確認書及び納税証明書(確認済・確認不要))</td> </tr> <tr> <td>(大中分類)</td> <td>(品目内訳件数 件)</td> <td colspan="2">(履行期限 年 月 日)</td> </tr> <tr> <td>(品名)</td> <td>(内訳は別紙のとおり)</td> <td colspan="2">(検査(年 月 日 署名又は押印))</td> </tr> <tr> <td>(規格)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>(グリーン購入)</td> <td>(長)</td> <td>(再)</td> <td>(リ) (廃) (省)</td> </tr> <tr> <td>(規格詳細)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>(数量・単位)</td> <td colspan="3">(単価)</td> </tr> <tr> <td>(出納依頼受付情報)</td> <td colspan="3">(購入予定物品連絡情報)</td> </tr> <tr> <td>(出納依頼受付所属)</td> <td>(要求所属)</td> <td colspan="2">(施行番号)</td> </tr> <tr> <td>(結果通知日)</td> <td>(要求番号)</td> <td colspan="2">(年 月 日)</td> </tr> <tr> <td>(決議書補記)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> | | | (摘要) | (予定価格 | ¥ | 円) | (契約内容(内訳)) | (事業者選定理由) | | | (契約方法区分) | <input type="checkbox"/> 電子調達システム利用 <input type="checkbox"/> 常時選定事業者) | | | (緊急発注) | (発注書記載事項) <input type="checkbox"/> 調達基準(第 条第 項第 号) | | | (物品情報) | <input type="checkbox"/> その他()) | | | (金額) | (随意契約理由) | | | ((消費税額)) | <input type="checkbox"/> 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号) | | | | ((税率 %)) | <input type="checkbox"/> 2号~9号(号 ;)) | | (単契物品番号) | (納税確認書及び納税証明書(確認済・確認不要)) | | | (大中分類) | (品目内訳件数 件) | (履行期限 年 月 日) | | (品名) | (内訳は別紙のとおり) | (検査(年 月 日 署名又は押印)) | | (規格) | | | | (グリーン購入) | (長) | (再) | (リ) (廃) (省) | (規格詳細) | | | | (数量・単位) | (単価) | | | (出納依頼受付情報) | (購入予定物品連絡情報) | | | (出納依頼受付所属) | (要求所属) | (施行番号) | | (結果通知日) | (要求番号) | (年 月 日) | | (決議書補記) | | | |
| (摘要) | (予定価格 | ¥ | 円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (契約内容(内訳)) | (事業者選定理由) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (契約方法区分) | <input type="checkbox"/> 電子調達システム利用 <input type="checkbox"/> 常時選定事業者) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (緊急発注) | (発注書記載事項) <input type="checkbox"/> 調達基準(第 条第 項第 号) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (物品情報) | <input type="checkbox"/> その他()) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (金額) | (随意契約理由) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ((消費税額)) | <input type="checkbox"/> 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ((税率 %)) | <input type="checkbox"/> 2号~9号(号 ;)) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (単契物品番号) | (納税確認書及び納税証明書(確認済・確認不要)) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (大中分類) | (品目内訳件数 件) | (履行期限 年 月 日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (品名) | (内訳は別紙のとおり) | (検査(年 月 日 署名又は押印)) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (規格) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (グリーン購入) | (長) | (再) | (リ) (廃) (省) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (規格詳細) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (数量・単位) | (単価) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (出納依頼受付情報) | (購入予定物品連絡情報) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (出納依頼受付所属) | (要求所属) | (施行番号) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (結果通知日) | (要求番号) | (年 月 日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (決議書補記) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

- 1 この規則は、令和二年一月六日から施行する。
- 2 この規則による改正前の三重県会計規則に規定する様式により作成した用紙は、期間の間に、所要の調整をして使用する事ができる。

告 示

三重県告示第 501 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和元年 12 月 20 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

| 指定医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------------------|------------------------------------|---------------|
| たけお耳鼻咽喉科 | 四日市市小杉新町 153 番地 7 | 令和元年 12 月 1 日 |
| なかにし整形外科 | 伊勢市上地町字芝切 4214-1 | 令和元年 12 月 3 日 |
| ゆめこどもクリニック伊賀 | 伊賀市小田町 258 番地の 1 | 令和元年 12 月 1 日 |
| 桑名 C O C O 歯科・矯正歯科 | 桑名市大字大仲新田 171 番 2 | 令和元年 11 月 1 日 |
| ウエルシア薬局イオンタウン四日市泊店 | 四日市市泊小柳町 4 番 5-1 号 イオンタウン四日市泊内 1 階 | 令和元年 11 月 1 日 |
| さんあい薬局株式会社 小杉新町店 | 四日市市小杉新町 153-3 | 令和元年 12 月 1 日 |
| ペンギン薬局 | 津市新町三丁目 6-17 | 令和元年 11 月 1 日 |
| おりがみ薬局 | 伊賀市小田町 256-1 | 令和元年 12 月 1 日 |
| 畿央薬局 こうのだい店 | 名張市鴻之台 3 番町 24-1 | 令和元年 11 月 1 日 |

三重県告示第 502 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 12 月 20 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

| 指定医療機関の名称 | 所在地 | 変更後の名称等 | 変更年月日 |
|-----------|---------------------|-------------|-----------------|
| 藤原外科 | 伊勢市常磐 1-15-10 | ふじわらクリニック | 平成 31 年 4 月 1 日 |
| 伊勢志摩診療所 | 伊勢市御菌町高向字沖川原 1746-2 | 伊勢志摩クリニック | 平成 31 年 4 月 1 日 |
| 畑中歯科医院 | 松阪市駅部田町 1705 | はたなか歯科こども歯科 | 令和元年 11 月 1 日 |
| 藤村歯科 | 松阪市殿町 1235 | 殿町歯科 | 令和元年 11 月 1 日 |

三重県告示第 503 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和元年 12 月 20 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

| 指定医療機関の名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|------------|--------------------|----------------|
| 伊藤歯科医院 | 津市新町 1 丁目 7 番 5 号 | 令和元年 10 月 9 日 |
| ペンギン薬局 | 津市新町 3 丁目 6 番 17 号 | 令和元年 10 月 31 日 |
| さくら調剤薬局 | 尾鷲市小川東町 30-15 | 令和元年 10 月 31 日 |
| フラワー薬局鴻之台店 | 名張市鴻之台 3 番町 24-1 | 令和元年 10 月 31 日 |

| | | |
|-------|-----------------|------------------|
| 長七屋薬局 | 志摩市志摩町片田 1157-1 | 平成 31 年 3 月 20 日 |
|-------|-----------------|------------------|

三重県告示第 504 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和元年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------|---------|---------------------------------|---------------|
| 竹田 和正 | 平岡鍼灸整体院 | 松阪市嬉野算所町 505 番地 | 令和元年 12 月 1 日 |
| 高橋 寛子 | なごみ治療院 | 桑名市長島町又木 3-1 ラドーニ 長島 風の館 905 | 令和元年 12 月 1 日 |

三重県告示第 505 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 所在地 | 変更後の名称等 | 変更年月日 |
|--------|--------------------|-----------------------------------|--|----------------|
| 松下 拓磨 | こころ四日市治療院 | 四日市市三重 1 丁目 2 番地 メインセン ター | はりきゅうマッサージ院 h a n a 桑名郡木曾岬町加路戸 843 | 令和元年 9 月 1 日 |
| 田口 侃 | なごみ治療院 | 桑名市長島町又木 3-1 ラドーニ長島 風の館 905 | 笹尾接骨院 員弁郡東員町城山 2 丁目 31-12 | 令和元年 11 月 15 日 |
| 平田 智士 | 楽生鍼灸マッサージ 院 鈴鹿店 | 鈴鹿市稲生塩屋 1- 10-16 | 天野 智士 | 令和元年 11 月 29 日 |

三重県告示第 506 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和元年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 指定医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|------------------------|--|---------------|
| たけお耳鼻咽喉科 | 四日市市小杉新町 153 番地 7 | 令和元年 12 月 1 日 |
| なかにし整形外科 | 伊勢市上地町字芝切 4214-1 | 令和元年 12 月 3 日 |
| ゆめこどもクリニック伊賀 | 伊賀市小田町 258 番地の 1 | 令和元年 12 月 1 日 |
| 桑名 C O C O 歯科・矯正歯科 | 桑名市大字大仲新田 171 番 2 | 令和元年 11 月 1 日 |
| ウエルシア薬局イオンタウン四日市 泊店 | 四日市市泊小柳町 4 番 5-1 号 イオンタ ウン四日市泊内 1 階 | 令和元年 11 月 1 日 |
| さんあい薬局株式会社 小杉新町店 | 四日市市小杉新町 153-3 | 令和元年 12 月 1 日 |
| ペンギン薬局 | 津市新町三丁目 6-17 | 令和元年 11 月 1 日 |
| おりがみ薬局 | 伊賀市小田町 256-1 | 令和元年 12 月 1 日 |
| 畿央薬局 こうのだい店 | 名張市鴻之台 3 番町 24-1 | 令和元年 11 月 1 日 |

三重県告示第 507 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 指定医療機関の名称 | 所在地 | 変更後の名称等 | 変更年月日 |
|-----------|---------------------|-------------|-----------------|
| 藤原外科 | 伊勢市常磐 1-15-10 | ふじわらクリニック | 平成 31 年 4 月 1 日 |
| 伊勢志摩診療所 | 伊勢市御菌町高向字沖川原 1746-2 | 伊勢志摩クリニック | 平成 31 年 4 月 1 日 |
| 畑中歯科医院 | 松阪市駅部田町 1705 | はたなか歯科こども歯科 | 令和元年 11 月 1 日 |
| 藤村歯科 | 松阪市殿町 1235 | 殿町歯科 | 令和元年 11 月 1 日 |

三重県告示第 508 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和元年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 指定医療機関の名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|------------|--------------------|------------------|
| 伊藤歯科医院 | 津市新町 1 丁目 7 番 5 号 | 令和元年 10 月 9 日 |
| ペンギン薬局 | 津市新町 3 丁目 6 番 17 号 | 令和元年 10 月 31 日 |
| さくら調剤薬局 | 尾鷲市小川東町 30-15 | 令和元年 10 月 31 日 |
| フラワー薬局鴻之台店 | 名張市鴻之台 3 番町 24-1 | 令和元年 10 月 31 日 |
| 長七屋薬局 | 志摩市志摩町片田 1157-1 | 平成 31 年 3 月 20 日 |

三重県告示第 509 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和元年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------|---------|----------------------------|---------------|
| 竹田 和正 | 平岡鍼灸整体院 | 松阪市嬉野算所町 505 番地 | 令和元年 12 月 1 日 |
| 高橋 寛子 | なごみ治療院 | 桑名市長島町又 3-1 ラドーニ長島 風の館 905 | 令和元年 12 月 1 日 |

三重県告示第 510 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 所在地 | 変更後の名称等 | 変更年月日 |
|--------|----------------|-----------------------------|---------------------------------------|----------------|
| 松下 拓磨 | こころ四日市治療院 | 四日市市三重 1 丁目 2 番地 メインセンター | はりきゅうマッサージ院 h a n a 桑名郡木曾岬町加路戸 843 | 令和元年 9 月 1 日 |
| 田口 侃 | なごみ治療院 | 桑名市長島町又木 3-1 ラドーニ長島 風の館 905 | 笹尾接骨院 員弁郡東員町城山 2 丁目 31-12 | 令和元年 11 月 15 日 |
| 平田 智士 | 楽生鍼灸マッサージ院 鈴鹿店 | 鈴鹿市稲生塩屋 1-10-16 | 天野 智士 | 令和元年 11 月 29 日 |

三重県告示第 511 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和元年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 解除予定保安林の所在場所
いなべ市北勢町二之瀬字日尾 1613・1613 の 1・1613 の 2・1614 の 1 から 1614 の 4 まで・1614 の 7・1615・1616 の 2・1617 の 2・1619 の 2・1623 の 3・1623 の 4（以上 14 筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

三重県告示第 512 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和元年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン尾鷲店
尾鷲市倉ノ谷町 2 番 17 号
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|-------------|-----------------------|--------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 | 岡崎 双一 |

 (変更後)

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|-------------|-----------------------|--------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 | 井出 武美 |
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|-------------|-----------------------|--------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 | 岡崎 双一 |
| その他 1 者は省略 | — | — |

 (変更後)

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|-------------|-----------------------|--------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 | 井出 武美 |
| その他 1 者は省略 | — | — |
- 3 変更年月日
平成 31 年 3 月 1 日
- 4 変更理由

代表取締役交代のため

- 5 届出の日
令和元年 12 月 9 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和元年 12 月 20 日から令和 2 年 4 月 20 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 513 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 4 項の規定により法第 6 条第 2 項の規定による届出とみなし同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和元年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホンダカーズ三重 U-Select 津みなみ店
津市高茶屋小森上野町字小森川 1098 番ほか
- 2 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数及び位置
(変更前)

| | 収容台数 | 位置 |
|-----|------|-------|
| 駐車場 | 74 台 | 縦覧による |
| 合計 | 74 台 | — |

(変更後)

| | 収容台数 | 位置 |
|-----|------|-------|
| 駐車場 | 18 台 | 縦覧による |
| 合計 | 18 台 | — |

イ 駐輪場の収容台数及び位置
(変更前)

| | 収容台数 | 位置 |
|-----|------|-------|
| 駐輪場 | 10 台 | 縦覧による |
| 合計 | 10 台 | — |

(変更後)

| | 収容台数 | 位置 |
|-----|------|-------|
| 駐輪場 | 10 台 | 縦覧による |
| 合計 | 10 台 | — |

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の出入口の数及び位置

(変更前)

| | 出入口の数 | 位置 |
|--|-------|----|
| | | |

| | | |
|-----|-----|-------|
| 駐車場 | 2箇所 | 縦覧による |
| 合計 | 2箇所 | — |

(変更後)

| | 出入口の数 | 位置 |
|-----|-------|-------|
| 駐車場 | 2箇所 | 縦覧による |
| 合計 | 2箇所 | — |

- 3 変更する年月日
 - 2(1) 令和2年8月5日
 - 2(2) 令和元年12月21日
- 4 届出の日
令和元年12月4日
- 5 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 6 届出等の縦覧の期間及び時間
令和元年12月20日から令和2年4月20日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第514号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第8条第1項の規定により志摩市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和元年12月20日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
阿児ショッピングセンター
志摩市阿児町鶴方3215ほか24筆
- 2 志摩市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和元年12月20日から令和2年1月20日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第515号

臨港地区内の分区の指定（昭和54年三重県告示第118号）の一部を次のように改正します。

なお、この告示による関係図面は、三重県県土整備部港湾・海岸課及び松阪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和元年12月20日

三重県知事 鈴木英敬

「

| | | | | | |
|--|--------|--------|--------------|----|--------|
| | (松阪港区) | 特殊物資港区 | 松阪市大口町字築地の一部 | 12 | 松阪都市計画 |
| | | 工業港区 | 松阪市大口町字築地の一部 | 7 | |

を

」

「

| | | | | | |
|--|--------|--------|--------------|------|--------|
| | (松阪港区) | 特殊物資港区 | 松阪市大口町字築地の一部 | 10.6 | 松阪都市計画 |
| | | 工業港区 | 松阪市大口町字築地の一部 | 8.4 | |

に改める。」

三重県告示第 516 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 22 条第 1 項の規定による区域を次のとおり指定します。

令和元年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

いなべ準都市計画区域

公 告

三重県環境影響評価条例（平成 10 年三重県条例第 49 号）第 42 条第 2 項の規定により、聴取会を次のとおり開催します。

令和元年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
三重県 三重県知事 鈴木英敬
三重県津市広明町 13 番地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
都市計画道路 鈴鹿亀山道路（一般国道の改築）
道路延長約 10.5 k m
- 3 対象事業実施区域
鈴鹿市及び亀山市
- 4 聴取会の開催の日時及び場所
令和 2 年 1 月 29 日（水）午後 7 時から（開場 午後 6 時 30 分）
三重県鈴鹿庁舎第 41 会議室（鈴鹿市西条 5 丁目 117）
- 5 意見を聴こうとする事項
都市計画道路 鈴鹿亀山道路 環境影響評価準備書に関する環境の保全の見地からの意見
- 6 意見陳述の申出に関する事項
聴取会に出席して意見を陳述しようとする方は申出期限までに、次に掲げる事項を記載した書類（任意様式）を申出先まで提出してください。
 - (1) 申出書の記載事項
 - ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに聴取会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名）
 - イ 対象事業の名称
 - ウ 環境の保全の見地からの意見の要旨（日本語で記載する。）
 - エ 意見陳述の申出人の電話番号（通常の連絡先及び緊急の連絡先）
 - (2) 申出先
〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県環境生活部地球温暖化対策課
電話番号 059-224-2366 ファクシミリ 059-229-1016
 - (3) 申出方法
持参、郵送又はファクシミリ
 - (4) 申出期限
令和 2 年 1 月 15 日（水）（午後 5 時必着）

7 その他

意見陳述の申出が多数の場合は、意見陳述人は抽選により選定することがあります。

申出期限までに意見陳述の申出がない場合には、聴取会は開催しません。また、天災その他やむを得ない理由により、聴取会の日時、会場等を変更することがあります。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和元年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|---------------------|-------------|---------------------------|
| 氏名又は名称 | 住所の所在する市町村名 | |
| 農事組合法人 桑名農耕センター | 桑名市 | 桑名市大字立田町 32 ほか 5 筆 |
| 水谷 清人 | 桑名市 | 桑名市長島町西川字砂先 964 ほか 7 筆 |
| 伊藤 正彦 | 桑名市 | 桑名市長島町出口字宮西 10 ほか 14 筆 |
| 平野 博 | 桑名市 | 桑名市大字萱町字河原 72-1 ほか 73 筆 |
| 日紫喜 望 | いなべ市 | いなべ市員弁町下笠田村前 2321 ほか 1 筆 |
| 農事組合法人 向平営農組合 | いなべ市 | いなべ市北勢町向平字四辻 925 ほか 3 筆 |
| 株式会社 瑞穂の国川出農園 | 鈴鹿市 | 鈴鹿市北玉垣町堀之内 5375 |
| 田中 昇 | 津市 | 津市木造町沢 760 ほか 3 筆 |
| 多氣 丈史 | 津市 | 津市木造町筋違野 838-1 ほか 2 筆 |
| 貝發 久司 | 松阪市 | 松阪市久保田町字西沖 522 ほか 1 筆 |
| 株式会社 小林農産 | 多気郡明和町 | 多気郡明和町大字養村外山 1458 ほか 15 筆 |
| 北村 裕 | 度会郡玉城町 | 度会郡玉城町日向口田 531 ほか 25 筆 |
| 北奥 耕一 | 度会郡玉城町 | 度会郡玉城町世古浦黒 598 |
| 農事組合法人 プロファームいなぐ | 伊賀市 | 伊賀市依那具城田 3510 ほか 10 筆 |
| 農事組合法人 市部営農組合 | 伊賀市 | 伊賀市市部乙部 2965-1 ほか 2 筆 |
| 福井 明 | 伊賀市 | 伊賀市市部鳥羽 3116 |
| 中森 定夫 | 伊賀市 | 伊賀市市部鳥羽 3052 |
| 農事組合法人 三重伊賀里山整備活用組合 | 名張市 | 伊賀市菖蒲池矢原 3812 ほか 3 筆 |

2 農用地利用配分計画の認可日

令和元年 12 月 20 日

令和 2 年度三重県学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定のための見積価格の徴集を次のとおり行います。

令和元年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 見積りに関する事項

- (1) 見積りの対象となる価格
別に定める区域ごとの 200 c c 牛乳 1 本当たりの供給価格
- (2) 供給期間
令和 2 年 4 月 1 日（水）から令和 3 年 3 月 31 日（水）まで

2 見積りを提出できる者の資格に関する事項

次の要件を全て満たす者とします。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
ア 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条第 2 項の乳業を行う者（以

下「乳業者」という。)

イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 1 号により乳業者を組合員とする事業協同組合

ウ 畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 2 条第 4 項第 1 号イに規定する生乳生産者団体

エ 牛乳卸売業者又は牛乳小売業者であって、学校給食用牛乳の配送、安全管理等を自ら責任を持って確実に行うことができると認められる者（当県内において、アからウまでに掲げる者による供給が困難である場合に限る。）

(2) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項に基づく総合衛生管理製造過程を経て、製造又は加工することについての承認を受けている者又は安定して安全で品質の高い牛乳の供給を行っている者

なお、安定して安全で品質の高い牛乳の供給を行っている者の範囲については、学校給食用牛乳の製造に関し衛生管理基準を整備し、定期的に外部監査を受けている者とします。

(3) 学校給食用牛乳の供給に必要な生乳の配乳について、牛乳の販売実績等に鑑み、十分に学校給食用牛乳の供給が可能と見込まれる者

(4) 過去に供給事業者の決定を受けた乳業者であって、決定の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しを受けた日から 2 年以上経過している者

(5) 三重県の酪農振興に資するため、学校給食用牛乳に使用する生乳について、県産生乳の優先使用に努める者

3 見積提出の手続に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県農林水産部畜産課畜産振興班

電話 059-224-2541

(2) 見積説明会の日時及び場所

ア 日時 令和 2 年 1 月 8 日（水）14 時 30 分

イ 場所 三重県津市栄町 1 丁目 891 番地 吉田山会館 第 206 会議室

ウ やむを得ない理由で欠席される場合は、令和 2 年 1 月 6 日（月）17 時までに(1)の部局まで連絡してください。

(3) 見積提出の日時及び場所

ア 日時 令和 2 年 2 月 4 日（火）14 時 30 分

イ 場所 三重県津市栄町 1 丁目 891 番地 三重県合同ビル G201 会議室（控室：三重県合同ビル G101 会議室）

ウ 郵送の場合は、令和 2 年 2 月 3 日（月）17 時までに(1)の部局に必着とします。

(4) 見積提出資格の確認

見積提出希望者は、見積説明会で示す必要書類を次の提出期限までに(1)の部局まで提出し、見積提出資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期限

令和 2 年 1 月 27 日（月）17 時

イ 提出場所

(1)と同じです。

ウ 審査

見積提出資格の適否を書類審査の上、決定します。

エ 提出資格審査の結果通知

令和 2 年 1 月 31 日（金）までに、文書（郵送）にて通知します。

4 見積提出等に関する事項

(1) 見積りは、本人又はその代理人が区域ごとに提出するものとします。ただし、代理人が提出する場合は、前もって委任状を提出するものとします。

(2) 見積りは、消費税及び地方消費税を含まない金額で記入してください。

5 供給事業者の決定

- (1) 区域ごとに予定価格以下であり、かつ、最低制限価格以上の範囲で、最も低い見積価格を当該区域の供給価格とし、原則として、最も低い見積価格を提出した者を当該区域の供給事業者として決定します。
 - (2) 県内乳業者の経営に対する急激な影響を緩和し、地域経済の安定を図る観点から、前年度における当該区域の供給事業者（以下「前年度供給事業者」という。）が、次の要件を全て満たす場合は、前年度供給事業者を当該年度における当該区域の供給事業者とします。
 - ア (1)で決定された供給価格で引き続き当該年度期間の学校給食用牛乳の供給を希望していること。
 - イ 本県に学校給食用牛乳の製造に係る乳業工場を有すること。
 - ウ 資本の額又は出資の総額が 3 億円以下であり、かつ、常時使用する従業員の数が 300 人以下であること。
 - エ 当該年度の供給事業者の決定において、この措置を適用した場合、本県における当該前年度供給事業者の学校給食用牛乳の供給量が前年度に比べ増大しないこと。

また、(2)の措置をとってもなお前年度供給事業者以外の乳業者が供給事業者となるときには、当該区域の供給価格となるべき最低価格と前年度供給事業者の見積価格を当該区域内の学校開設者に期間を定めて提示し、供給事業者変更の意向確認を行うこととします。その際、当該区域内の学校開設者の全てが前年度供給事業者による供給を希望する場合は、当該乳業者を供給事業者とし、当該乳業者から提出のあった見積価格を当該区域の供給価格とします。
 - (3) 見積価格を比べた結果、同一区域に最も低い価格が 2 以上ある場合は、当該乳業者によるくじ引きにより、公正に供給事業者を決定します。ただし、それらの見積価格を提出した乳業者において、当該区域の供給事業者である乳業者が存在する場合は、幼児、児童及び生徒に対する学校給食用牛乳供給の継続性の観点から、当該乳業者を供給事業者とします。
 - (4) 見積価格の提出のない区域が生じた場合は、再度見積価格を徴集し、供給価格及び事業者を決定します。

なお、これによっても供給事業者を決定できない場合は、当該区域内及び近隣に所在する乳業者並びに当該区域の隣接する区域に見積価格を提出した乳業者と協議の上、適正な価格により、当該区域の供給価格及び供給事業者を決定します。
 - (5) 予定価格以下であり、かつ、最低制限価格以上に見積価格の提出がなかった場合は、再度見積価格を徴集し、供給価格及び事業者を決定します。

なお、これによっても供給事業者を決定できない場合は、当該区域で最も低い見積価格を提出した乳業者並びに当該区域内及び近隣に所在する乳業者と協議の上、適正な価格により、当該区域供給価格及び供給事業者を決定します。
- 6 見積無効に関する事項
- 本公告に示した見積りを提出する資格のない者及び見積提出資格の確認において虚偽の申請を行った者の提出した見積り並びに次の要件に該当する見積りは、無効とします。
- (1) 見積提出者が同一区域に 2 以上の見積りを提出したとき。
 - (2) 見積提出者又はその代理人が他人の見積提出の代理をしたとき。
 - (3) 見積提出に際して不正行為があったとき。
 - (4) 見積りの記載内容が確認できないとき。
 - (5) その他あらかじめ見積説明会で指示した事項に違反したとき。
- 7 その他必要な事項
- 詳細は、見積説明会で説明します。

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の農業振興地域の区域を変更しました。

令和元年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農業振興地域

いなべ地域

2 農業振興地域の区域

平面図で示した部分に該当する土地の区域

平面図は省略し、三重県農林水産部農地調整課及び桑名農政事務所に備え置いて縦覧に供します。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条の 2 第 3 項の規定により、準都市計画区域を次のように指定します。

令和元年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 準都市計画区域の名称
いなべ準都市計画区域
- 2 準都市計画区域に含まれる土地の区域
三重県いなべ市藤原町藤ヶ丘 1 番 1 から 3 番 7 まで、6 番 1 から 10 番 3 まで、15 番から 19 番まで、22 番、23 番、35 番から 38 番まで及び 44 番から 48 番まで

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、菰野町から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和元年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
四日市都市計画下水道
流域関連菰野町公共下水道
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和元年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 工事完了年月日 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 許可を受けた者の住所及び氏名 |
|----------------|--|---|
| 令和元年 12月2日 | 伊賀市川東字北田 267 ほか 38 筆及び字唐戸 116-1 ほか 24 筆 | 大阪府東大阪市吉原 2 丁目 1-13 まねきや硝子株式会社 代表取締役社長 奥 山 寛 一 |
| 令和元年 12月3日 | いなべ市員弁町北金井字南石佛 1864 の一部ほか 2 筆ほか | いなべ市員弁町北金井 1864 市 川 幸 彦 |
| 令和元年 12月3日 | 松阪市下七見町字南岩戸 29-7 | 伊勢市上地町 4200-1T i j u a n a s o u t h A 号室 山 路 卓 哉 |
| 令和元年 12月5日 | 多気郡明和町大字明星字蘇生々々 2141-2 ほか及び 字野中 2300-21 の一部ほか 5 筆 | 松阪市日野町 563-2 稲葉不動産 稲 葉 米 |
| 令和元年 12月9日 | 多気郡明和町大字竹川字野口 42-1 ほか 2 筆 | 伊勢市御薮町高向 519-9 理楽株式会社 代表取締役 瀬 古 長 司 |
| 令和元年 12月10日 | 員弁郡東員町大字北大社字山皇垣内 1254-1 ほか 3 筆 及び字中垣内 796-2 の一部ほか 2 筆 | 津市幸町 27-35 株式会社ランド・二十一 代表取締役 林 金 也 |
| 令和元年 12月10日 | 伊賀市小田町字泥畑 288-1 の一部ほか 1 筆 | 伊賀市平野北谷 423 鳩 岡 喜 久 |

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年三重県条例第 41 号）第 6 条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和元年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 工事完了年月日 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 確認を受けた者の住所及び氏名 |
|---------|--------------------|----------------|
|---------|--------------------|----------------|

| | | |
|----------------|--|---|
| 令和元年 11月29日 | 多気郡大台町佐原字下中通 654-3 ほか 14 筆及び字 上中通 738-8 の一部ほか3筆 | 東京都新宿区四谷2丁目9-15 東京ユナイテ ッド綜合事務所内 合同会社ニューツーリズム・トリップベース 1号 職務執行者 森 田 威 |
|----------------|--|---|

特定調達公告

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和元年12月20日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和元年度～令和4年度 三重県総合教育センター清掃業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県教育委員会教育長が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

入札説明書（仕様書）は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）により提供します。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）までとします。

ただし、契約の履行期間は、令和2年4月1日（水）から令和5年3月31日（金）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県津市大谷町12番地 三重県総合教育センター地内

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号のいずれか、かつ、第5号及び第7号の事業について都道府県知事の登録を受けていること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の専任技術者として配置できること。

カ 過去5年間に、事務所等の建築物で延べ面積3,000㎡以上の規模のものにおいて、清掃業務を通算3年以上履行した実績（6月以上継続の清掃業務実績を含みます。）があること。

キ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含みます。）していること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により本入札に参加する場合であっても、調達シス

テムの利用登録が必要です。

なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本入札に参加する場合の利用登録申請については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより本入札の 4(1)の申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和 2 年 1 月 16 日（木）12 時まで、調達システムにより本入札に参加する場合にあっては調達システムに登録し、書面により本入札に参加する場合にあっては 14 に記載する所属に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を 12(7)に掲げる締切日時までに提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書（第 1 号様式）
(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの）の写し
(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したもの）の写し
(4) 2(2)エからキまでを証明する書類（技術提案書の提出時に確認できる場合は不要です。）

5 技術提案書の作成について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。
(2) 提出部数は 2 部（正本 1 部及び複写用の副本 1 部）とします。
(3) 原稿サイズは A4 を基本（表等で A4 では収まらない場合は、A3 を認めます。）とし、両面使用によりページ数は概ね 100 ページまでとしてください。また、フラットファイル等で製本にしてください。
(4) 正本・副本共に、表紙、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けなくてください。）。
(5) 製本の編綴順序は、評価項目に関する調書の順序のとおりに編綴してください。
(6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。
(7) 技術提案書提出時に配置予定として専任される建築物環境衛生管理技術者は、業務履行に際し原則として変更できません。ただし、入院、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。
(8) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の有資格者数を下回ることとはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

ア 建築物環境衛生管理技術者

イ ビルクリーニング技能士

ウ 清掃作業監督者

- (9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち配置予定清掃従業員の入札参加者における経験年数は、技術提案書に記載された業務関係者の経験年数を下回ることとはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

6 技術提案書聴取会の実施について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表により技術提案書聴取会を行いますので、専任予定の建築物環境衛生管理技術者は必ず出席をお願いします。出席者は、専任予定の建築物環境衛生管理技術者を含めて 3 名以内とします。

なお、詳細は 12(4)に掲げる日程及び方法により実施します。

- (2) 専任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は 0 点とします。

- (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が0点となった提案者に対する聴取会は行いません。
また、技術評価点は0点となり、落札者としません。
- (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札せずに入札の後、無効とし、落札者としません。
- 7 入札方法及び落札者の決定方法
- (1) 別記「落札候補者決定基準」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- 8 低入札価格調査制度に関する事項
- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。
- (2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。
また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。
なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限り、）へ同様の調査を実施するものとします。
この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- 9 契約方法に関する事項
- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出いただく場合があります。
- (3) 契約は、14に掲げる所属で行います。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。
- 10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限り、
- 11 その他
- (1) 当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)に掲げる締切日時までに行うものとします（回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いします。）。
- (2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。
入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなら

りません。

- (5) 契約の相手方となった場合は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は、規則及び三重県物件等電子調達システム運用基準等に規定するところによります。
- (7) 入札参加者が1者になった場合は、入札を中止又は延期する場合があります。
- (8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。
- (10) 技術提案書等の作成にかかる経費については、同提案書提出者の負担とします。
また、入札等に関する経費においても同様とします。
- (11) 本件入札手続において政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

12 期間の設定

(1) 質疑応答の提出締切日時

令和元年12月27日(金)10時までに、調達システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、14に掲げる所属へ書面(FAX可)で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、令和2年1月9日(木)までに、「入札情報サービスシステム」の「入札予定(公告)詳細情報」で行います。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

令和2年1月16日(木)12時までに、調達システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、「競争入札参加資格確認申請書」(第1号様式)を、14に掲げる所属へ郵送又は持参により提出してください。

結果通知は、令和2年1月23日(木)までに行います。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

参加資格の結果通知日の翌日から令和2年1月29日(水)15時までに、14に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。

なお、郵送の場合は宛先に「三重県総合教育センター清掃業務委託技術提案書在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の日時

ア 日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

令和2年2月7日(金) 予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。

(5) 入札書提出の日時及び方法

令和2年2月17日(月)14時までに、調達システムにより提出してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第71条第7号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

オ その他(記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が無効と判断するもの)

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。

(再入札を行う場合) 別途通知します。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、令和2年2月10日(月)から同月17日(月)14時までの間に、下記に指定する郵便局へ「局留郵便」として到着するよう送付してください。

指定する郵便局 三重県津市観音寺町604-265 津観音寺郵便局

※ 封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

(指定する郵便局及び封筒宛名等記載例)

指定する郵便局の郵便番号：514-0062

指定する郵便局の住所：三重県津市観音寺町604-265

指定する郵便局(宛先)：津観音寺郵便局留め

受取人：三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修総務班

案件名：「三重県総合教育センター清掃業務委託」入札書在中

(6) 開札の日時及び場所

日時 令和2年2月17日(月)14時30分

場所 14に掲げる所属

※ 開札に立会いを希望される場合は、14に掲げる所属に、開札日の1週間前までに連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあつては、令和2年2月20日(木)16時までに4(2)から(4)までの書類を14に掲げる所属へ提出してください。ただし、再度入札を行う場合には、別途提出期限を定めます。

また、提出した書類等について、説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

13 調達システム利用登録申請を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課 企画支援班

電話 059-224-2785 F A X 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒514-0007 三重県津市大谷町12番地 三重県総合教育センター内

三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修総務班 木口、本田

電話 059-226-3513 F A X 059-226-3706

15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Cleaning Service of Mie Prefectural Educational Center

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Monday, February, 17, 2020.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, February, 10, 2020 and 2:00 P.M. on Monday, February, 17, 2020.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Monday, February, 17, 2020.

(4) Managing Authority:

Mie Prefectural Educational Center

12 Ootani-chou, Tsu city, Mie, 514-0007, Japan

TEL:059-226-3513

別記「落札候補者決定基準」

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価(価格評価点)及び技術内容の評価(技術評価点…技術要件、企業要件及び全般)の観点で評価します。

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格≦調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を、全ての入札価格について 200 点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

$$\text{価格評価点} = 200 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$$

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格はすべて税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】に基づき提案内容を審査し（聴取を含みます。）、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記 1 及び 2 で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とします。

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1 点未満を切捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第 2 位以下を切捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき）の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあって、さらに「入札価格」が同じ場合にあっては、くじ引きにて落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は 1:1 とし、「価格評価点」200 点、「技術評価点」200 点の計 400 点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

| 評価区分 | 評価項目 | | 評価点 | |
|------|----------------|--------------|-----|-----|
| | 大項目 | 中項目 | 大項目 | 中項目 |
| 価格評価 | 価格要件 | 調査基準価格との比較 | 200 | 200 |
| 技術評価 | 技術要件 (清掃業務) | 研修体制 | 130 | 18 |
| | | 履行体制及び品質保証取組 | | 67 |
| | | 苦情処理 | | 10 |
| | | 検査体制 | | 20 |
| | | 顧客満足度向上への取組 | | 15 |
| | 企業要件 | 契約実績 | 40 | 10 |
| | | 従業員の雇用 | | 20 |
| | | 次世代育成支援活動 | | 5 |
| | | 地域社会貢献活動 | | 5 |
| | 全般 | 業務の取組姿勢 | 30 | 30 |

| | | |
|-----|-----|-----|
| 合 計 | 400 | 400 |
|-----|-----|-----|

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
